

入所申し込みについて

特別養護老人ホーム泉平ハイツ

1, 入所について

泉平ハイツの入所については、在宅サービスを最大限に活用しても、在宅での生活を送ることが困難である方が優先となります。

2, 入所対象者

入所対象者は、次の①および②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者となります。

- ① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者。
- ② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合

*特例入所要件（いずれかに該当する場合に入所対象となります）

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- (2) 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

3, 申し込みについて

入所申込書（別紙1）および個人情報同意書（別紙2）をご記入いただき、介護保険証の写しを添付の上お申し込みください。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野2298-2

特別養護老人ホーム泉平ハイツ

担 当：生活相談員

電 話：（026）257-5180

（月～金曜日 9:00～18:00 にお問い合わせいたします。）

FAX：（026）257-5184

E-mail: izumidaira-haitu@nagano-sw.c.com

4，入所判定について

- ① 入所判定委員会において、受け入れを決定いたします。

入所判定委員会の構成は、

所長、総務課長、生活相談員、施設介護支援専門員、ショート生活相談員、看護職員、居宅介護支援専門員、介護リーダー等となります。

- ② 委員会は、入所評価基準に基づき、次のとおり入所必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定いたします。

- (1) 個別評価 本人の状況（要介護度・自立度）、介護者等の状況、介護サービス等の利用状況
- (2) 総合評価
- (3) その他

5，入所までの流れ

- ①相談 → ②申し込み → ③入所判定 → ④決定 → ⑤契約 → ⑥入所